

特集

# 2012年分所得税 確定申告の手引き

図1 地価公示指数の推移と相続税の改正

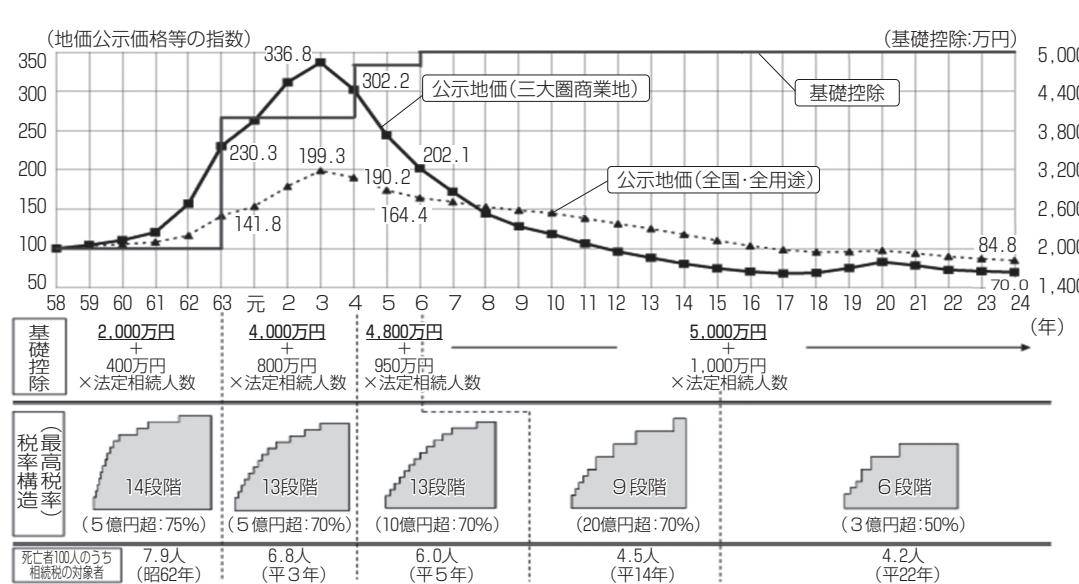
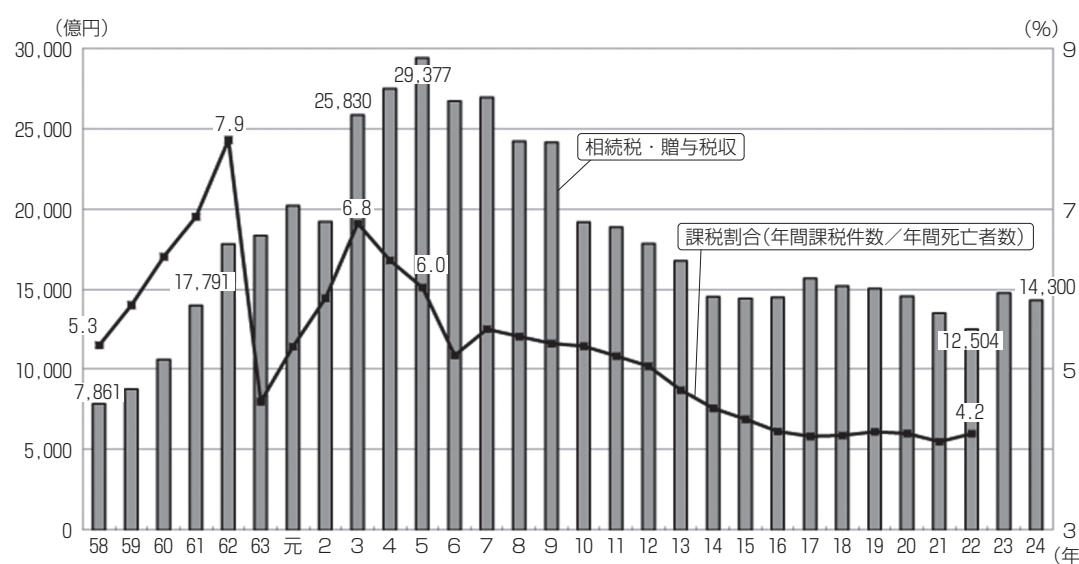


図2 相続税の課税割合及び相続税・贈与税収の推移



(注1) 相続税・贈与税収は、平成23年度以前は決算額、平成24年度は予算額。  
 (注2) 課税件数は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

## 消費税増税地ならしの税制改革

みのり税理士法人  
 公認会計士・税理士 上野 精一

### 株式市場と税制改正

昨年末以降株式市場は活況ですが、新聞の記事を見ていると、①住宅関連株が高い「住宅ローン減税の延長や拡充」②学習塾関連株急騰「孫の教育資金非課税へ」③薬品株が軒並み高値「企業

### 税制改正の焦点

①は消費税率を来年4月に8%に上げた時のための住宅取得に係る給付措置や住宅ローン減税の延長や拡充が住宅需要に好影響という内容です。

②は資産課税に係わり、直系尊属が、子や孫が30歳になるまでの将来の教育資金を一括贈与するときに、金融機関に信託等する場合には、受贈者1人につき1500万円まで贈与税を非課税とするという資産移転を目的とした減税措置案が、学習塾業界に追い風となるというものです。

③は製造業の国際競争力を高め、経済再生につながる狙いの政策税制措置で、企業が支出する研究開発費に関する法人税の税額控除の上限を法人税額の20%から30%に引き上げる案が、試験研究費比率の高い医薬品業界に有利という見方です。

④は、雇用対策の税制として、従業員の平均給与を増やした企業を対象に、支払給与総額の増加分の最大10%の法人税の税額控除を認めます。雇用を一定数を超えて増やした企業に対し、1人あたり40万円を法人税から差し引く雇用促進税制との選択適用が可能で、給与額と雇用増が意図され

ています。また、適用した医療機関のうち総収入が7千万円を超えているのは医師で約3%、歯科医師ではゼロとのことですが、少数であっても医師・歯科医の高齢化を考えると、適用除外による事務処理負担は多大なものになるため、詳細なデータを追加して議論する必要があります。

### 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置

最後にになりましたが、読者の皆様に直結する税制改正に触れておきます。会計検査院から意見表示され、平成25年度税制改正において検討することとされている租税特別措置の概算経費の特例です。社会保険診療報酬の当該所得計算の特例について、適用対象者からその年の自由診療報酬などを除いた収入金額が7千万円超の者を除外することとが、「税制改正大綱」に盛り込まれました。

厚生労働省の実態調査では、特例を適用した医療機関のうち総収入が7千万円を超える層では4

### 税制の経済への影響

安倍内閣がデフレからの脱却を政権の最優先課題にしたことから、設備投資や雇用拡大に繋がる株式市場の活況は望ま

ません。しかし、今回の税制改正は、消費税率を8%に引き上げたことによる影響が大きい。消費税率を8%に引き上げたことによる影響が大きい。消費税率を8%に引き上げたことによる影響が大きい。